

指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム グリーン・コム運営規定

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人 夕凧会が設置経営する特別養護老人ホーム グリーン・コム (以下「施設」という) は、介護保険法の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対して、適切な指定介護老人福祉施設サービス (以下「施設サービス」という) を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅サービス事業者、地域包括支援センター等、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- 2 施設サービス計画に基づいて入所者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、介護等日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指すこと。
 - 3 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めること。
 - 4 明るく家庭的な雰囲気重視し、入所者が「にこやか」で「生きがい」を持って過ごすことができるよう努めること。
 - 5 懇切丁寧を旨とし、入所者及びその家族に対して、十分説明を行い同意をいただいた上で施設サービス提供するよう努めること。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム グリーン・コム
所在地 岡山市東区宿毛 748-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職種	員数	業務内容
管理者	常勤 1 名	施設の管理
医師	非常勤 1 名	入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導
精神科医師	非常勤 1 名	入所者の精神保健療養指導
看護職員	常勤換算で 3 名以上	入所者の看護、健康管理及び保健衛生管理
介護職員	常勤換算で 21 名以上	入所者の日常生活上の介護・援助
生活相談員	常勤 1 名	入所者の生活指導、入所者・その家族・その他の相談業務、必要に応じ助言その他の援助
管理栄養士	常勤 1 名	入所者の栄養スクリーニング等栄養ケア・マネジメントの実施、嗜好調査、委託業者の指導、給食会議の主催
介護支援専門員	常勤 1 名以上	入所者の施設サービス計画の作成・評価、介護の総合調整、要介護認定更新申請代行等
機能訓練指導員	1 名以上	入所者の機能訓練・レクリエーション等の計画・実施・評価、介護職員の指導
事務職員	1 名以上	施設サービス費・利用料の請求・受領、その他庶務・会計

環境整備員	2名以上	清掃、洗濯、環境整備、日用品の補充
宿直員	3名以上	夜間管理宿直

職員は、短期入所生活介護事業と兼務

(入所定員)

第5条 当施設の入所定員は50人とする。

(施設サービスの内容)

第6条 当施設が提供する施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄及び食事等日常生活上の介護
- ② 身の回りの物の洗濯
- ③ 日常生活上の相談及び援助
- ④ 健康管理及び療養上の世話
- ⑤ 精神保健指導医による療養指導
- ⑥ 歯科医師、歯科衛生士による訪問歯科診療
- ⑦ 機能訓練
- ⑧ 療養食の提供
- ⑨ レクリエーション・クラブ活動
- ⑩ 貴重品の保管管理
- ⑪ 要介護認定更新申請等に係る代行等

(利用料)

第7条 施設サービス費等の額は介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 食費・居住費については、自己負担とし別表1のとおりとする。

但し、「介護保険負担限度額認定証」提示者については、当該認定証記載の額とする。

食費

第4段階 1,445円、第3段階(2) 1,360円、第3段階(1) 650円、第2段階 390円、第1段階 300円

居住費

(多床室の場合)

第4段階 1,005円、第3段階(2)(1) 370円、第2段階 370円、第1段階 0円

(個室の場合)

第4段階 1,171円、第3段階(2)(1) 820円、第2段階 420円、第1段階 320円

また、居住費について入院・外泊等により部屋を空けておく場合、福祉施設外泊時費用算定期間の翌日から別表1の全額を負担していただく。

3 前2項に定めるもの以外の利用料については、別表2のとおりとする。

4 入退院、通院以外の外出支援は、法人が行う福祉有償運送事業(しらさぎ)で対応。事務所に利用規約及び登録書を備え付けており、随時相談に応じる。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者等が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備利用上の留意事項等)は次のとおりとする。

・面会は8:30から20:00までとし、面会者は、備え付けの伝票に記載し出入する。

- ・消灯時間は 21：00 とする。
- ・外出又は外泊するときは、その都度日時、行き先、帰所予定日時等届け出ること。
- ・飲酒は原則禁止とする。
- ・喫煙は原則禁止とする。
- ・居室を状況に応じて変更することがある。
- ・所持品等の持ち込みは、他の利用者の迷惑にならないような身の回り品に限り、これを認める。
- ・ペットの持ち込みは、原則禁止とする。
- ・営利行為、宗教活動、特定の政治活動は、原則禁止とする。
- ・他の入所者への迷惑行為をしない。
- ・医療機関の受診等は、緊急時以外原則として家族対応とする。

(重要事項の説明と利用同意)

第9条 入所に先立ち生活相談員等は、重要事項について、グリーン・コム 施設サービス利用重要事項説明書により本人及び家族等に説明し同意を得るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 当施設は、事故の発生又は再発を防止するための次の措置を講ずる。

- ・事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施する。
- 2 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合、迅速な事故処理に努める。
- ・市町村、入所者の家族等、入所者に関する者に対して速やかに連絡するとともに必要な措置を講ずる。
 - ・賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償に応じる。そのため損害賠償保険に加入する。
 - ・事故処理後はその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等に備えて防災計画を策定し非常災害対策を行う。

- 2 消防法第 8 条に規定する防火管理者には、事務所管理者あるいは、事務所管理職を充てる。
- 3 火元責任者には、事務所職員を充てる。但し、厨房については委託先業者の職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- 6 被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時の対応)

第12条 職員は、入所者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関

に連絡する等、適切な措置を講ずるとともにその家族等及び施設長に報告しなければならない。

(衛生管理)

第13条 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、食中毒や感染症等が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第14条 職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設は、このことについて適時指導教育を行うこととする。

(個人情報保護)

第15条 個人情報については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の「個人情報保護規定」により管理し保護することとする。

- 2 利用者及び家族の個人情報の保護については、「個人情報の使用に係わる同意書」を取り、同意書に係わる以外の情報は提供してはならない。

(苦情解決体制の整備)

第16条 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に係る入所者の苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情受付窓口を設け、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 当施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束)

第17条 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、尊厳ある生活を阻む身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為は原則禁止する。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 当施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待の防止に関する責任者の選定
- ・職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、当施設職員又は擁護者（入所者の家族等入所者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第19条 当施設は、入所者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の活用や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院、協力歯科医療機関を定めておくものとする。

2 施設は、施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、苦情受付窓口、利用料その他施設サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

3 施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

4 職員の勤務条件、服務規律については、別に定める社会福祉法人 夕凧会の就業規則による。

5 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。また、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 夕凧会と当施設管理者とが協議して定めるものとする。

（付則）この規定は、平成14年10月15日から施行する。

平成16年7月1日改正

平成17年10月1日改正、平成17年12月1日改正

平成18年4月1日改正

平成19年4月1日改正

平成20年8月1日改正

平成24年6月1日改正

平成25年4月1日改正

平成27年4月1日改正、平成27年8月1日改正

平成28年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和3年4月1日改正、令和3年8月1日改正、令和3年11月1日改正

令和6年4月1日改正

グリーン・コム（入所）利用料

別表 1

居住費	多床室	1,005 円／日
	従来型個室	1,171 円／日
食費		1,445 円／日

別表 2

日用品費	実費(個別希望の日用品:歯ブラシ ¥200、歯磨き粉 ¥300、舌ブラシ ¥500、箱ティッシュ ¥50、電池単 1 ¥80、単 2 ¥60、単 3 ¥40、単 4 ¥40、TV イヤホン ¥100、口腔ジェル、ポリグリップ、電気剃刀実費)	
個人購入費	実費(個別希望の物品:靴、脳トレ本、手芸セットなど)	
嗜好品費	165 円／日	
理美容代	実費(※訪問理美容業者 2 社から、希望により選択可能。料金は施設と業者との契約による。)	
健康管理費(予防接種代金等)	実費	
個人的代金製品仕様電気代	50 円／1 種類・日	